

医療介護総合確保促進法に基づく平成 28 年度神奈川県計画（案）の策定について（医療分）

1 これまでの経過

- 平成 28 年 1 月 18 日付け事務連絡にて厚生労働省医政局地域医療計画課より、平成 28 年度計画の策定に向けた調査票の作成依頼があり、平成 26 年度計画（計画期間：平成 26～27 年度）及び関係団体、市町村等からの提案の内容を参考に、28 年度計画策定に向けて調査票を作成し、2 月 28 日、厚生労働省へ提出した。
- 8 月 10 日（水）、医療分についての内示が行われた。

2 内示額について

事業区分	2/25 調査票提出額	内示額
1 病床の機能分化・連携のために必要な事業	4,155,748千円	2,000,000 千円
2 在宅医療を推進するための事業	185,731千円	108,000 千円
3 医療従事者等の確保・養成のための事業	2,116,565千円	1,562,000 千円
合 計	6,458,044千円	3,670,000 千円

- 配分総額は、全国で 904 億円（公費ベース。国負担 2/3、都道府県負担 1/3）

<参考：都道府県内示額上位>

①東京都（73.5 億円）、②大阪府（51.3 億円）、③神奈川県（36.7 億円）、
 ④埼玉県（33.9 億円）、⑤千葉県（33.1 億円）、福岡県（33.1 億円）
- 27 年度に引き続き、全国的に、区分 1 の病床の機能分化・連携に重点的に配分されている。
- 区分 2 の在宅医療の推進、3 の医療従事者の確保について、26 年度及び 27 年度に配分された基金に執行残が生じている都道府県については、相当額を差し引いて交付されている。
- 国は、区分間の額の調整を不可としている。

（参考）介護分については、7 月 26 日付けで内示が行われた。

基金規模（公費ベース）：2,963,697 千円

（介護施設等整備 2,568,174 千円、介護従事者確保 395,523 千円）

3 都道府県計画の計画額調整の考え方

- 2 月以降、国との調整により、補助単価等を精査したほか、関係団体等とも調整を行い、事業内容や実施時期、金額等を精査した。
- 区分Ⅰについては、上記の調整を経てもなお、事業総額が内示額を上回ったため、内示額に合わせて、各事業を減額した。但し、27 年度計画にも位置づけている回復期病床への転換に係る施設整備費補助については、27 年度に交付された基金分で執行残が生じているため、回復期への転換要望がある医療機関に対しては、支障なく対応できる見込みである。
- 区分Ⅱ、区分Ⅲについては、28 年度、要望額から減額して内示されたが、28

年度交付分に加えて、26年度に交付された基金の執行残額（区分Ⅱ約2億円、区分Ⅲ約6億円）を活用することで、予定どおり事業を実施することが可能となっている。

(今回、一部事業については、26年度計画の残額を活用して実施できるよう、28年度計画の策定と同時に、26年度計画の一部変更（事業期間の延長及び金額変更）も行う。)

4 計画（案）について

(1) 基本的な考え方

- 本県における高齢者の増加率は、2010年から2025年にかけての伸び率を見ると、全国平均を上回っており（全国第3位）、今後急速に高齢化は進展する。
 - ・ 65歳以上人口：1.35倍（全国平均：1.24倍）
 - ・ 75歳以上人口：1.88倍（全国平均：1.53倍）
- 急速に進展する高齢化に対応するため、「未病を改善する」取組みと合わせ、地域で安心して療養しながら生活できる体制の整備が必要である。
- そのため、急性期から在宅医療・介護までの一連のサービスが提供できるよう、市町村や関係団体等と連携しつつ取り組む。

(医療分 施策体系)

I 将来において不足する病床機能の確保及び連携体制の構築	1 病床機能の確保 ① 不足する病床機能への転換・整備の推進 ② 病床機能の確保に伴い必要となる医療従事者の確保・養成 ③ 病床稼働率向上のための取組みの推進
	2 病床機能等の連携体制構築 ① 地域の医療・介護の連携体制構築 ② 主要な疾患等の医療提供体制の強化
	3 県民の適切な医療機関の選択や受療の促進に向けた普及啓発
II 地域包括ケアシステムに向けた在宅医療の充実に係る取組み	1 地域包括ケアシステムの推進に向けた在宅医療の基盤整備 ① 在宅医療の体制構築 ② 在宅歯科医療における口腔ケア等の充実及び医科や介護との連携強化 ③ 薬剤師の医薬品等の適切な取扱いや在宅医療の知識向上 ④ 小児の在宅医療の連携体制構築 ⑤ 地域で支える認知症支援及び精神疾患ネットワークの構築
	2 在宅医療を担う人材の確保・育成 ① 在宅医療を担う医療従事者の確保 ② 在宅医療の多様なニーズに対応した質の高い人材の育成
	3 県民に向けた在宅医療の普及啓発及び患者・家族の負担軽減
III 将来の医療提供体制を支える医療従事者の確保・養成に向けた取組み	1 医師の確保・養成 ① 医師の確保・養成 ② 勤務環境の改善と医師負担軽減の取組み
	2 看護職員の確保・養成 ① 看護職員の養成確保 ② 定着対策 ③ 再就業の促進
	3 歯科関係職種の確保・養成
	4 薬剤師の確保・養成
	5 病床機能の確保に伴い必要となる医療従事者の確保・養成(再掲)
	6 在宅医療を担う人材の確保・育成(再掲)

(2) 28年度計画に位置づける主な事業（金額は基金規模額）

I 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

ア 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備

急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保するため、病床の機能分化、連携を推進するための施設・設備整備等を行う。

- | | |
|--------------------------|-------------|
| ① 回復期病床等への転換促進（460床分・継続） | 1,150,000千円 |
| ② リハビリテーション拠点の再整備（新規） | 850,000千円 |

II 居宅等における医療の提供に関する事業

ア 在宅医療の体制構築

- | | |
|-----------------------|-----------|
| ① 在宅医療施策推進事業（継続・一部新規） | 3,609千円 ※ |
|-----------------------|-----------|
- 県内における広域的な在宅医療施策を推進するための事業を実施する。
- ・在宅医療推進協議会の設置・運営
 - ・在宅医療に係る研修会事業
 - ・市町村の在宅医療・介護連携拠点設置に係る支援事業

イ 在宅歯科医療における口腔ケア等の充実及び医科や介護との連携強化

- | | |
|--------------------|------------|
| ① 在宅歯科医療拠点運営事業（継続） | 86,759千円 ※ |
|--------------------|------------|
- 県内に設置する在宅歯科医療連携室において、相談業務や機器の貸出、人材育成などを実施する。

ウ 在宅医療を担う人材の確保・育成

- | | |
|------------------------|---------|
| ① 訪問看護ステーション教育支援事業（新規） | 7,082千円 |
|------------------------|---------|
- 県内各地域において、新設や小規模な訪問看護ステーションであっても訪問看護師を育成できるよう、人材育成が充実する訪問看護ステーションを「教育支援ステーション」に位置付け、個々の看護師が有する経験等に応じて実践的な研修や指導を行うことができる仕組みを整備する。

III 医療従事者の確保に関する事業

ア 医師の確保・養成

- | | |
|-----------------|-----------|
| ① 産科医師等確保対策推進事業 | 148,038千円 |
|-----------------|-----------|
- 不足する産科等の医師の確保、安心安全な分娩提供体制確保のため、産科医師等へ分娩手当を支給する分娩取扱施設への補助、産科等医師育成過程の学生を対象とした修学資金の貸付などを行う。

イ 看護職員の確保・養成

- | | |
|-----------------------|-------------|
| ① 看護師等養成支援事業（継続・一部新規） | 597,048千円 ※ |
|-----------------------|-------------|
- 民間の看護師等養成所の運営費、施設・設備整備に対する補助を行うほか、県立平塚看護専門学校へ4年制を導入するための改修整備を行う。
- | | |
|-----------------|-----------|
| ② 院内保育所支援事業（継続） | 222,281千円 |
|-----------------|-----------|
- 医師・看護師等の離職防止と定着促進のため、病院内保育事業の運営費等に係る経費に対して補助を行う。

(※印の事業については、記載額のほか、26年度基金も活用しながら実施)

5 今後のスケジュール

時期	内容
9月6日	保健医療計画推進会議
9月12日	都道府県計画（医療分と介護分を併せて記載したもの）を国へ提出 国への交付申請
10月以降	交付決定